

資本金の額の減少について

第 9 期末の繰越損失 51,017,489 円（貸借対照表純資産の部 利益剰余金△ 51,017,489 円と表示）を填補するために、資本金の額を 51,017,489 円減少し、同額をその他資本剰余金に組み替えたい。また、資本金の額の減少の効力が発生することを条件として、その他資本剰余金として組み替えた同額をさらにその他利益剰余金に組み替えることとする。

記

1. 減少する資本金の額	51,017,489 円
2. 減少する資本金の額の内準備金とする額	0 円
3. 資本金の額の減少の効力発生日	令和 4 年 3 月 31 日

【ご参考】

上記の減少の後、資本金の額は 98,982,511 円となる。資本金 100,000,000 円未満の中小企業が受けられる税制上の主な特典は以下のとおりである。

	資本金 1 億円超の企業	資本金 1 億円以下の企業
法人税税率	23.2%	利益 8 百万円まで 15%
交際費枠	なし	年 8 百万円
繰越欠損金控除	当期所得の 50%	100%
繰越欠損金還付	なし	100%
少額減価償却資産の損金算入	なし	年 300 万円
特別控除・特別償却	なし	あり
外形標準課税	適用あり	なし

以上